

武名瀬川第三排水区雨水整備工事が始まります

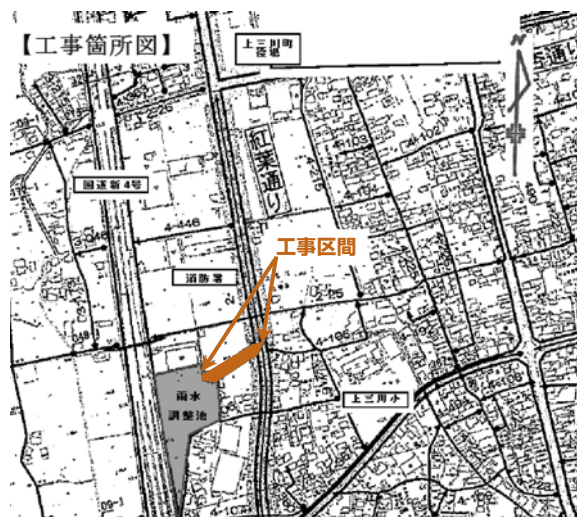
町では、役場周辺の幹線道路冠水被害の軽減化を図るため、昨年度から3ヶ年の継続で、武名瀬川第三排水区の雨水整備事業を国の補助事業により行っております。

昨年度は調整池整備工事を実施し、本年度は調整池の上流側の水路改修工事を行い、令和2年度は調整池のフェンス工事等を行う予定となっております。

工事の期間中は道路の通行や工事中の騒音など大変ご迷惑をおかけしますが、近隣にお住まいの皆様にはご理解をお願いします。

▶工事期間=令和元年9月頃から令和2年3月頃まで

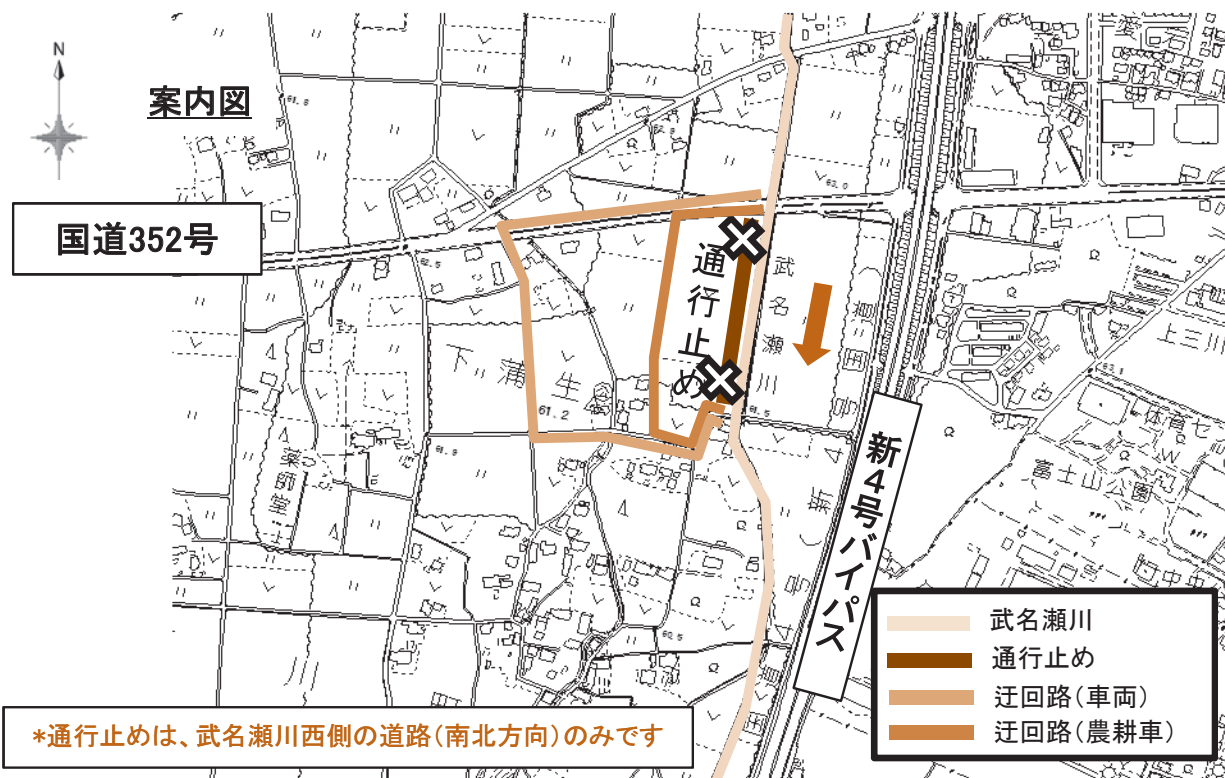
▶場所=上三川町大字上三川地内



▶問い合わせ先=上下水道課 下水道工務係 ☎ 56 9144

武名瀬川改修工事にもなう通行止めについて

ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



▶通行止め期間=令和元年10月15日～令和2年3月末日(予定)

※現地に迂回路看板を設置しますのでご参照ください。

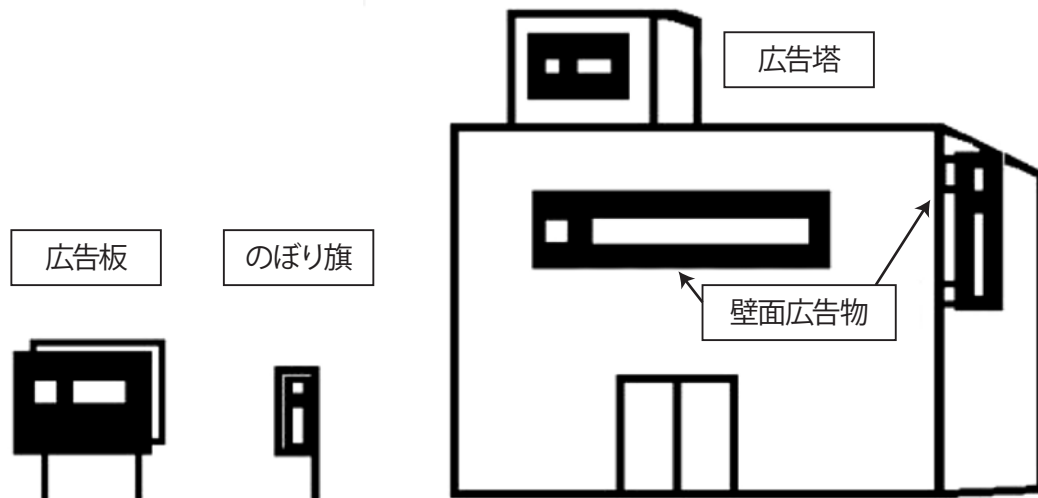
▶問い合わせ先=栃木県宇都宮土木事務所 整備部 整備第三課 ☎ 028(626)3166
武名瀬川関連工事安全協議会(代表:(株)千葉建設) ☎ 028(658)8746

毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物の許可申請について

○屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。

例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等



屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは、原則許可が必要です。(一部適用除外があります。)また、屋外広告物の種類によって許可基準が異なります。

※車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。

また、許可を受けて掲出できる許可地域も定められています。

町内の許可地域は、①田園調和型地域②田園調和型沿線地域③市街地形成型地域の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。

期間満了前に更新の手続きをお願いします。また、令和元年10月1日から、広告物の更新または変更の許可申請に提出する書類が変わります。

【提出書類】

- ・屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物安全点検報告書
 - ②点検後に広告物又は掲出物件を撮影した現況写真(点検により異常が認められた場合は、補修後に当該箇所を撮影したもの)
 - ③①を作成した者の資格を証する書類
 - ④その他(使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください。)

【手数料】

- ・広告物の種類や表示面積により異なります。(申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。納付を確認後、許可証を発行いたします。)
- なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

詳しくは本町ホームページをご覧ください。か、都市建設課または県都市計画課までお問い合わせください。

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎ 56 9140
 栃木県都市計画課 ☎ 028(623)2463